



各 位

平成 29 年 5 月 23 日

会 社 名 市光工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 オードバディ アリ
(コード番号 7244 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画室長 高森 正樹
TEL 0463-96-1442

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月28日に開催予定の第87期定時株主総会での承認を前提として、以下に記載の定款一部変更を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 29 年 3 月 28 日付「代表取締役・取締役および監査役の異動の内定に関するお知らせ」の通り、代表取締役会長の職位を新設することに伴うもの。

2. 定款の変更内容

現行定款	変更案
第 3 章 株主総会 第 1 4 条 (招集権者および議長) 株主総会は、取締役会の決議により、 <u>取締役社長</u> がこれを招集してその議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 第 2 3 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に欠員または事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。	第 3 章 株主総会 第 1 4 条 (招集権者および議長) 株主総会は、取締役会の決議により、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集してその議長となる。 2. <u>取締役会長および取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 第 2 3 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長および取締役社長</u> に欠員または事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

以 上